

日本経済新聞朝刊
2011年8月18日付
「ゼミナール」
無断複製転載を
禁じます。

営業開始の年代別にみた原発の数

	営業開始の年代			
	1970~ 79年	80~ 89	90~ 99	2000 ~
原発(電力会社)				
福島第1(東京電力)	6基			
福島第2(東京電力)		4		
女川(東北電力)		1	1	1
浜岡(中部電力)		1	1	1
上記以外	12	10	13	3

(注) 日本原子力産業協会「日本で運転中の原子力発電所」などを基に作成

福島第1原子力発電所の事故後、全国の原発の安全性確保を巡って政策の混乱が続いている。静岡県御前崎市にある浜岡

ゼミナール

原発は菅直人首相の要請で運転停止となった。他の原発ではストレストテスト(耐性検査)を実施する方針が示されたものの、

復興への経済戦略 ②

原発政策

利益相反解消し安全規制を徹底

実施には時間がかかりそうだ。

原発の安全性基準づくりには立地や経年数、炉型(容積が十分かどうか)、故障の履歴の4点が重要とされる。日本ではまだ十分に考慮されておらず、定期点検後の原発再稼働のめども立たない。原発問題は将来の電力需給や、今後の日本経済の成

長力に大きな影響力を持つ。

浜岡原発の運転停止を巡っては、なぜ浜岡だけ危険なのか国民が納得できる形で説明されなかった。他の原発を抱える自治体が定期点検後の再稼働に慎重になるのは当然である。安全な原発の再稼働を可能にするため、原因の徹底検証が必要だ。

原発事故による被害者補償を定めた原子力損害賠償法には、

「異常に巨大な天災地変」による事故なら電力会社を免責にする規定がある。福島第1原発の津波対策の不備は、この免責事項に起因するモラルハザード(倫理の欠如)の可能性がある。事故損害を事業者に負担させな

いのであれば、厳格な安全規制が事前に必要であった。

原発の安全管理のあり方を巡っては、推進と規制の立場の利益相反があった。直接の規制当局である原子力安全・保安院が推進役である経済産業省の中にあったからだ。保安院は経産省から分離し、原子力の安全規制に専従する独立機関を設立すべきだ。政府は2012年度にも原子力安全庁(仮称)を設置す

る方針であり、実効性のある組織にすることが望まれる。

原発の立地や運営のため自治体に配分される電源立地交付金について、用途をさらに自由化して基金設置を可能にすることを検討すべきだ。原発近くから引越せる選択肢を希望住民に提示できるように自治体の外への移住費や、事故の際の避難費に基金をえるようにすべきだ。(東京大学教授 伊藤隆敏)